

入 札 説 明 書

宮崎県が行う令和7年度宮崎県立図書館所蔵16mmフィルム等デジタル化業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年9月25日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 令和7年度宮崎県立図書館所蔵16mmフィルム等デジタル化業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約場所 宮崎県立図書館
宮崎市船塚3丁目210番地1
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加の資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目が文化財保存・修復の者であること。
- (2) 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に、国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札説明書の交付を受け、かつ、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 担当課

宮崎県立図書館情報提供課普及支援担当 宮崎市船塚3丁目210番地1
郵便番号880-0031 電話番号0985-29-2956

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、資格を満たすことを証する書類として、別紙様式1及び過去の実績が分かる契約書の写し等を提出しなければならない。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) (1)の書類の提出場所、提出期限、提出方法及び入札参加資格確認結果の通知については以下のとおりとする。

ア 提出場所

宮崎県立図書館情報提供課普及支援担当
宮崎市船塚3丁目210番地1
郵便番号880-0031 電話番号0985-29-2956
メールアドレス toshokan-fukyu@pref.miyazaki.lg.jp

イ 提出期間

令和7年9月25日から令和7年10月10日 午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便（簡易）に限る。）により提出しなければならない。

エ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和7年10月17日までに通知する。

審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立図書館情報提供課普及支援担当

(2) 期間 令和7年9月25日から令和7年10月27日まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県立図書館情報提供課普及支援担当

(2) 期間 令和7年9月25日から令和7年10月10日まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和7年10月10日午後5時まで受け付ける。本件入札に関する質問にあつては、別紙様式5を提出すること。また、回答については、個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に通知する必要があると判断したものに関しては、メールで通知する。

入札に参加する者は、入札説明書を受領した際に5の(2)のアに『宮崎県立図書館所蔵16mmフィルム等デジタル化に係る入札説明書を受領した旨』の内容で宮崎県立図書館にメールを送信すること。

なお、メールの送信の無いものにあつては、入札参加者全員に通知する内容の質問に関して、必要無いものとして取り扱う。

9 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書に別紙様式3による入札金額計算書を添付・割印したもの（以下「入札書等」という。）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札書等の提出場所 宮崎県立図書館 情報提供課普及支援担当

宮崎市船塚3丁目210番地1

郵便番号880-0031

電話番号0985-29-2956

(2) 入札書等の提出期限 令和7年10月27日 午後5時まで

(3) 入札書等の提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては書留郵便（簡易）に限る。）

(4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式4の委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職・氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(5) 入札書等は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『《令和7年度宮崎県立図書館所蔵16mmフィルム等デジタル化業務》の入札書在中』と朱書きしなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

- (8) 入札金額は、当該業務の履行に付随する一切の諸経費（出張経費、打合せ経費、その他の経費）を全て含めること。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の、110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札書には入札参加資格確認結果の写しを添付すること。

10 入札書の記載方法

入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とし、入札金額計算書の合計額とする。

11 開札

- (1) 開札の日時 令和7年10月28日 午前9時30分
- (2) 開札の場所 宮崎県立図書館2階研修室
宮崎市船塚3丁目210番地1
- (3) 開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。
この場合、開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、再度の入札は辞退したものと見なす。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額（入札者が入札書に記載した金額に100分の110を乗じて得た金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付を免除することがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付を免除することがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が過去2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、入札書の入札金額が最低であった者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

15 再度入札

- (1) 開札の結果、入札者の入札価格がいずれも予定価格に達しないとき、開札後直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ウ 連合その他不正な行為があった入札をした者

16 入札者心得

- (1) 入札に指名された者は、入札について連合その他不正な行為をしないこと。
- (2) 入札書は本人が提出すること。代理人のときには、必ず委任状を添えること。
- (3) その他地方自治法、地方自治法施行令、宮崎県財務規則等の関係規程に従うこと。